令和9・10年度入札参加資格申請受付について

飯舘村が建設工事、測量・設計・調査、製造の請負、物品の買入（修繕含む）、建築物等保守管理などを発注し契約を締結する場合においては、原則としてその相手方が「入札参加資格者」であることが条件となります。したがって、本村が発注する指名競争入札又は随意契約による見積合せ（以下、「競争入札等」という。）への参加を希望する場合、村の入札参加資格審査を受け、入札参加資格有資格者名簿に登録される必要があります。

村では、令和9・10年度の入札参加資格申請に対する受付を行いますので、登録を希望される方は次により申請書を提出してください。

申請種別	建設工事、測量、製造、物品購入（修繕、役務等）
受付期間	令和8年12月15日（火）から令和9年2月15日（月）まで ※　土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。 ※　受付期間を過ぎて提出された申請書は受付できません。
提出方法	飯舘村役場総務課財政係へ郵送 ※2月15日必着（ただし当日消印有効） ※飯舘村内の事業者のみ持参可（受付時間：9:00～16:30）
送付先	〒960－1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1 飯舘村役場　総務課　財政係
申請書類	福島県様式に準ずる（別紙様式を活用してください。）。 ※　様式中の「福島県知事」は「飯舘村長」に、申請書中最下段の「県発注」は「村発注」に書き換えて提出してください。 ※　申請種別ごとの提出書類を確認するため、チェックリストを提出してください。
留意事項	・　申請書類は郵便法で定める「信書」に該当するため、一般書留・簡易書留・特定記録郵便またはレターパックのいずれかの方法で郵送してください。（着払いでの返送等には対応いたしません。） ・　封筒等の表に「令和9・10年度入札参加資格申請書類在中」と赤で必ず記載してください。 ・　やむを得ず持参する場合は、前日までに電話連絡してください。 ※　申請書はA4ファイル（紙製に限る色指定なし、金具不使用のもの）に綴じて提出してください。 ※　受理票の返送用に切手付返信用封筒を同封願います。 ※　審査は後日行い、内容に不備等ある場合には補正のお願いをする場合があります。
審査基準日	令和8年7月1日
有効期間	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

資格認定の通知	資格申請書の受付期限以降3月末までに審査を得て、有資格業者として認定します。 なお、資格認定が受けられない方にのみその旨を通知し、資格認定を受けた方については受理票の交付をもって通知に代えさせていただきます。
問い合せ先	飯舘村役場　総務課財政係 電話:0244－42－1612(直通)　FAX:0244－42－1601

■注意事項

1 各種証明書は、それぞれの発行官公署において定めた様式とし、証明年月日は申請日から遡って3ヶ月以内のものを使用してください。なお、納税証明書は審査基準日の直前1年間において納付し、または納付すべき額が確定したものとし、未納がないことの証明です。

2 書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

3 申請書等に故意に虚偽の記載をして提出した場合には、登録が拒否されることになり、また、登録になっても直ちに登録を取消します。

4 資格審査申請書の受付期間終了後、令和9年3月末までに審査を行い有資格業者として認定します。(資格認定を受けた方への通知はいたしません。)

なお、審査の結果、不認定とした方にはその旨を通知いたします。

5 資格登録後に、申請事項に変更が生じたときは、変更届(郵送可)を提出願います(変更届の受付は随時行います)。なお、合併、会社分割、営業譲渡、会社更正及び民事再生等の手続きに入る場合又は入った場合は、再申請等が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

	変更項目の内容
届出が必要な変更項目	商号・名称、代表者、本社所在地・電話番号、受任者(職名を含む。)、委託先の所在地・電話番号、委任内容、建設業許可業種、建設コンサル登録部門　など
届出が不要な変更項目	中間年の経営事項審査の結果、建設業許可番号、代表者以外の役員、使用印鑑、資本金、受任先としていない支店・営業所等に関する事項　など

■入札参加資格審査申請ができない者

競争入札に参加できない者を次のように定めています。したがって、これらの者は入札参加資格審査申請ができません。

(1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 飯舘村との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者

①契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者

③競争入札又はせり売りにおいて、公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

④落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑤地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑥正当な理由がなく契約を履行しなかった者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

(4)飯舘村において村税を滞納している者

(5)消費税及び地方消費税を滞納している者

(6)飯舘村の契約において、測量等、清掃等、その他の業務の請負契約又は物品調達の契約に関して保証した者が故意にその義務を逃れた場合において、その事実があった日から3年を経過していない者

(7)競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載した者

(8)審査基準日(必要な審査の基準となる日。以下同じ。)の直前において、2営業年度を有しない者

(9)審査基準日の直前2年の営業年度にわたって完成工事高や取扱高のない者。(完成工事高等は希望工種毎に必要になります。)

(注:建設工事及び業務委託については、完成工事高又は業務実績(取引高)が、入札参加申込種別ごとに必要ですので、他の申込種別に完成工事高等があっても、当該申込種別に完成工事高等がないと当該申込種別には申込めませんので注意してください。)

(例:飯舘村の一般土木工事と下水道工事の申請業種区分が分かれているため経営事項審査の土木一式工事の完成工事高があっても、下水道工事としての完成工事高がないと下水道工事の申請業種区分に登録できません。)

(10)役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であると認められる者

(11)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる者

(12)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は

暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(13)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(14)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(15)建設工事については社会保険等に加入していない者(個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者を除く。)

※飯舘村の競争入札参加有資格者と認定されても、上記に該当することが発覚した場合には、資格の認定を取り消される場合があります。

※ 提出用A4版ファイルレイアウト

令和９・１０年度
入札参加資格審査申請書

○○○株式会社

背表紙レイアウト

令和9・10年度入札参加資格審査申請書　○○○株式会社